

## ユニット 3-6 農村起業の支援制度と概要

### 第 1 章 はじめに

近年、農村のもつ豊かな自然環境や生活文化がかけがえのないものとして評価されてきており、都市と農村の交流活動も増えてきている。このような背景の下、農産物直売所、レストラン、農産加工などの新たなビジネスへの取り組みも盛んに行われている。

また、農業者の高齢化や世代交代が進む中で、日本全国で 38 万 ha にも達している耕作放棄地を解消するため、地域の活性化と農地の有効利用を図る観点から、近年意欲的な企業や若者の農外からの新規参入の促進が図られている。

このユニットでは、これらの農村における様々な起業・法人化等に関する現状と、その支援策等について説明する。

### 第 2 章 農村起業の実態

#### 2.1 農村における起業と女性の役割

農業・農村には、工夫次第では大きな可能性を秘めた資源（人、農地、水、景観など）がたくさんあり、これらの資源を活用して、農家所得の向上と併せ、農業・農村の良さを発信し、相互理解を得ながら信頼関係を高め、地域を活性化したいという熱意を持った生産者グループや女性グループは年々増えてきている。

これら農村における起業の取り組みは、農産物の直売や農産加工、農家レストランなどを中心に、郷土料理体験や農産物収穫体験による消費者交流など多彩にわたっている。

このような背景の下、農村における女性がリーダーとなった起業活動が年々活発になってきており、女性の経済的地位の向上や農業経営の多角化・安定化にとどまらず、女性の経営参画や社会参画に大きく貢献している。

##### 2.1.1 女性による起業の分野

農村における女性起業の分野としては、

農業生産：農業生産に直結した経営（女性が責任をもって担当する作目：野菜、果樹、稲作等）

食品加工：農、林、畜、水産物を利用した食品加工（ジャム、漬け物、和菓子、パン等）

食品以外の加工：食品以外の農、林、畜、水産物を利用した加工（ドライフラワー、フラワーアレンジメント等）

流通・販売：朝市等による農、林、畜、水産物、加工品の流通販売（朝市、直売所、ふるさと宅配便等）

都市との交流：観光農園、農村レストラン等の経営（農業、農村環境を活かした都市との交流：体験農園・観光農園の経営、農林漁業体験民宿の経

営等)

地域生活関連サービス業：高齢者介護、子育て等農村における地域生活関連サービス（季節保育所の開設運営、情報誌の発行、弁当宅配、デイサービス等）

その他

に分類できる。

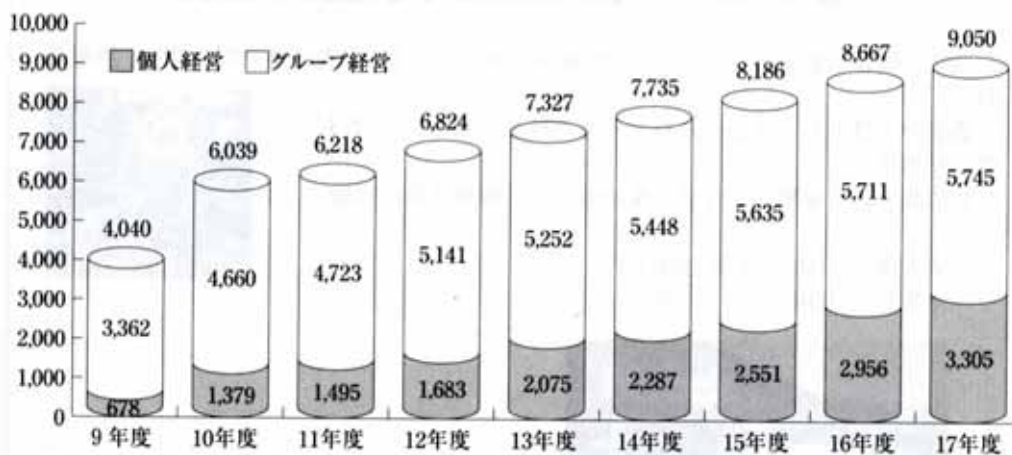
### 2.1.2 女性起業数の推移

女性の企業活動は、地域農産物を活用した特産加工品づくりや朝市での販売、都市農村交流など年々増加しており、2005年末で9,050事例（対前年度4.4%増）が報告されている。

活動内容については、食品加工が75%（6,816件）、朝市などの流通・販売が44%（3,199件）を占め、地域の農産物を利用した企業が多数を占めている。

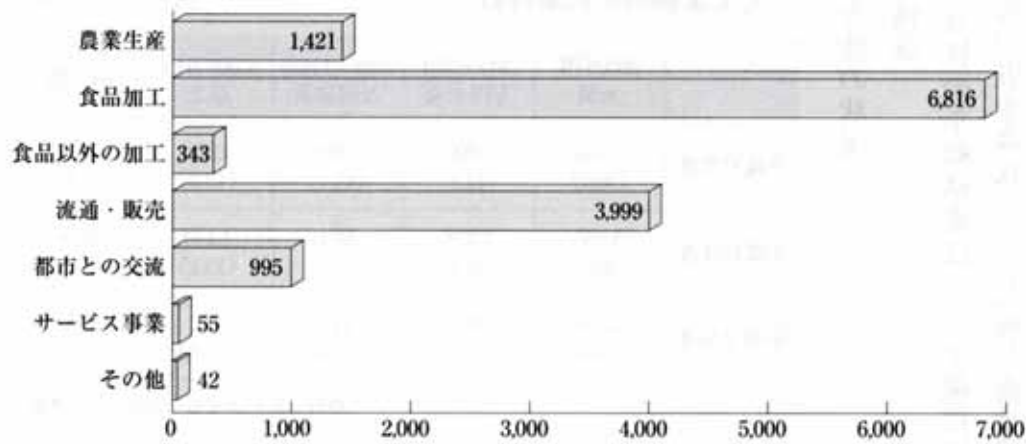
○女性起業数の推移

単位：件数



資料：農林水産省 普及・女性課調べ

### ○起業活動の内容（複数回答）



資料：農林水産省 普及・女性課調べ

### 2.1.3 女性の企業活動の課題と支援について

農村女性の企業活動の課題としては、

起業に関する知識の不足

起業時の資金不足

情報の不足

起業者間のつながりの不足

等が指摘されている。

このため、女性起業家を対象に、

税金対策、マーケティング、加工・衛生管理・表示、経営管理等に関する  
広範な知識の提供

女性起業向けの資金枠の確保、施設・機器整備の支援

携帯電話活用等による情報提供媒体の改善や優良事例の紹介

全国規模の情報交換会や研修会の開催

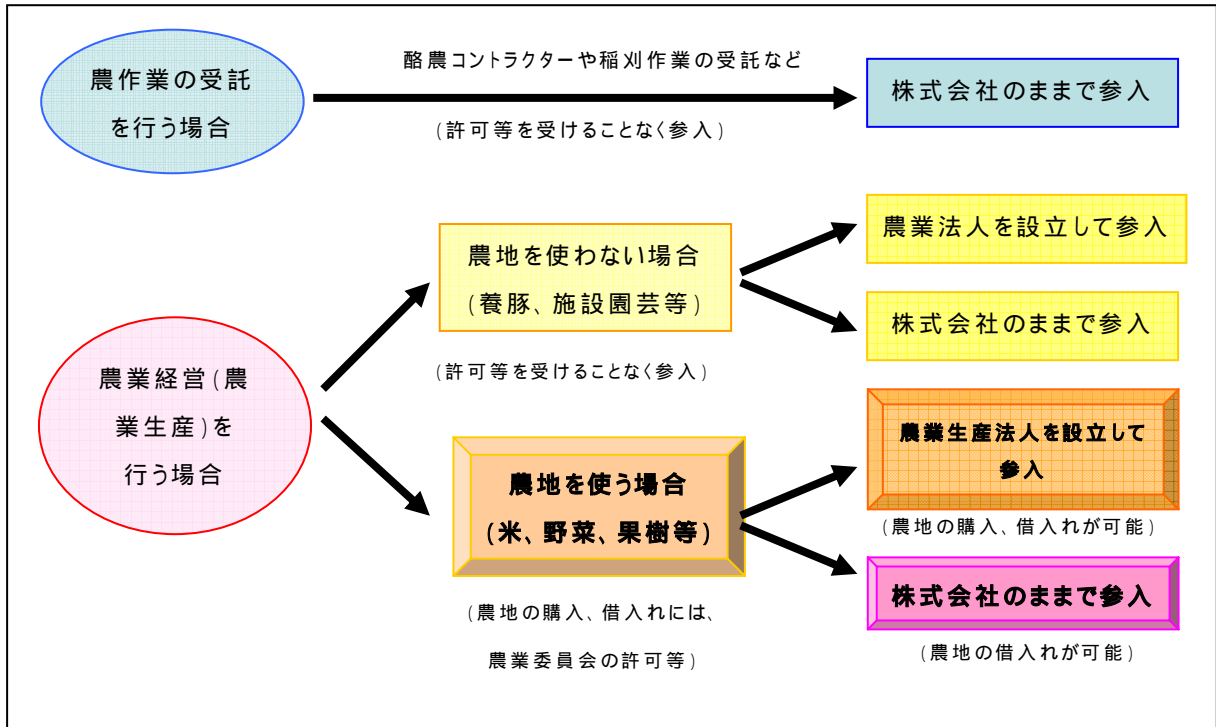
等の支援の取り組みが、農協や都道府県の農業改良普及センターなどにより行  
われている。また、女性起業向けの資金を優先的に貸し付ける資金制度もある。

## 2.2 企業の農業経営参入

### 2.2.1 規制緩和による企業の農業参入促進

近年は、農業者の高齢化や世代交代が進む中で、担い手不足や耕作放棄の発生  
に対処するために、規制緩和の進行等により農業に一般企業を参入させることが  
推進され、企業が多様な形態で農業に参入することが可能となった。

## 多様な形態による企業の農業参入



農業法人とは、法人形態によって農業を営む法人の総称であり、  
会社法人（株式会社など）

農事組合法人（農業生産に直接関連する事業を行う組合法人）  
に分類することができる。

また、農業法人は、農地の権利取得の有無によって、「農業生産法人」と「一般農業法人」に大別される。

農業生産法人とは、農地法に規定された要件である「農地または採草牧草地の所有権や使用収益権を取得することのできる」法人のことであり、農業生産法人になるには、農業（農産物の加工・販売、農作業受託などの関連事業を含む）の売上高が過半であること等の要件を満たす必要がある。

農地がなくてもできる養鶏、養豚は農業生産法人ではなく、単なる農業法人という事になるが、農地を必要とする法人は、会社法人でも農事組合法人でも農業生産法人となる要件を満たすことが必要となる。

### 2.2.2 農業法人の利点

1999年7月に成立した食料・農業・農村基本法においても、「農業経営の法人化の推進」が明記される等、農業法人経営に対する重要性や関心が高まっている。

農業経営の法人化の利点は以下のとおりである。

表 農業経営法人化の利点

経営上の利点	経営管理能力の向上	経営責任に対する自覚を持つことで、経営者としての意識改革を促進。 家計と経営が分離され、経営管理が徹底。
	対外信用力の向上	計数管理の明確化や各種法定義務（設立登記、経営報告等）を伴うため、取引上の信用力が向上。 法人となることでイメージが向上し、商品取引や従業員の雇用等が円滑化。
	農業従事者の福利厚生の充実	雇用保険等の適用による農業従事者の福利増進。 労働時間等の就業規則の整備、給与制の導入による就業条件の明確化。
	法人後継者の円滑な確保や新規就農者の受け皿の役割	法人の役員、社員等の中から有能な者を後継者として確保することが可能。 就農希望者が法人に就職することで、初期負担なく経営能力、農業技術の習得が可能。
制度上の利点	税制面での優遇	所得の分配による事業主への課税軽減。 定率課税の法人税の適用。 役員報酬の給与所得化による節税。 使用人兼務役員賞与の損金算入。 退職給与等の損金算入。 欠損金の5年間繰越控除、繰戻還付。 農用地利用集積準備金。
	資金の借入	融資限度額の拡大。 資金借入に対する保証人の確保。
	農地取得への支援	農地保有合理化法人が農用地等を現物出資することにより農地取得の負担軽減（農業生産法人出資育成事業）。

### 2.2.3 新たに農業に参入できる法人

従来は、農地法の規制により、一般の株式会社などが、農地の権利を取得して、農業を始めるためには、農業関係者を中心として組織される農業生産法人に参加する以外は、認められなかった。

しかし、2003年4月から実施されている構造改革特区制度において、「農業生産法人以外の法人に対する農地貸付を可能とする農地法の特例措置（リース特区）」が講じられ、この措置を活用して農業を開始する法人が各地に見られるよう

になった。

この特区制度について、農業経営基盤強化促進法により、2005年9月に全国展開の措置が講じられ、地域の判断で一般の株式会社などの農業参入が可能となり、2006年3月現在で156の法人がこれらの措置により農業に参入している。

政府は、2010年には一般企業等の農業参入法人数を500とすることを目標としている。

#### 2.2.4 農地リース方式による企業の農業参入の仕組み

参入できる区域

- ・ 耕作放棄地や耕作放棄されるおそれがあるところで、市町村が農業経営の基盤強化のために作成する基本構想で定めた区域。

協定締結

- ・ 農業経営の内容、用水路の清掃など地域農業を維持していく上で必要な役割分担などの協定を市町村（及び農地保有合理化法人）と参入企業との間で締結することで農地を借りることができる。

#### 2.2.5 支援措置

農業参入に必要な農業用の機械・施設の整備、農地の整備、災害などの不測の事態が生じた場合の補償などの支援措置が用意されている。

補助事業

- ・ 農業用機械・施設等の整備
- ・ 土地条件の整備

金融措置

- ・ スーパーL資金（担い手の農業経営を改善するための超長期資金）
- ・ 農業近代化資金（担い手の農業経営を改善するための長期資金）
- ・ スーパーS資金（担い手の農業経営を改善するための短期資金）
- ・ 農業改良資金（新作物分野・新技術等へのチャレンジのための資金）

農業共済（農業災害補償制度）

- ・ 自然災害などによって被った収穫量の減少・品質の低下による経営への影響を緩和するために行う補償。

#### 2.2.6 企業の農業への参入事例

農業に参入している法人の代表的なパターンとしては、以下のものがある。

地元の建設業者が、余剰労働力の有効利用を図る、あるいは地域振興の観点から市町村等の働きかけを受け参入したもの

食品産業が、高品質原料を安定的に確保するために参入したもの

NPO法人等が、農作業体験の機会を作ったり、都市と農村との交流のために営農しているもの

製鉄会社がプラント設計・建設のノウハウを活かし、余剰資源有効利用のため植物工場を建設・経営するもの

自動車メーカーが、企業イメージ向上等の目的で、花卉生産・販売事業や環境緑化事業に参入したもの

参入に当たっては、市町村等が地元企業に対し、農業への参入を勧誘するケースも多く、市町村、普及指導センター、農業委員会、農協が技術面でこれらを支えているケースも多い。

#### 農業に参入する法人の組織形態・業種

参入法人数	組織形態別			業種等別		
	株式会社	特例有限会社	NPO等	建設業	食品関係	その他
173	89	46	38	59	46	68

2006年9月1日現在 農林水産省調べ

#### 2.2.7 産官学連携によるアグリビジネスモデル

企業の農業参入を進めていくためには、農業生産に参加しようとする企業だけでは、地域の特性を活かした新品種・新食品の開発を行う技術開発や、販売網を構築するためのマーケティング等を実施していくことは大変難しい。そのため、産官学が連携した取組が推進されている。

##### 食料産業クラスター

食品産業は零細な中小企業が多く、海外からの安価な農産物や食品の増加により、消費者のニーズに応えた経営を行うことが非常に厳しい状況になってきている。そのため、産学官が連携して、地域の食材（資源）、人材、技術を活用し、新商品等の開発に効率的に結びつけるネットワーク（クラスター）作りの試みが各地で行われている。

政府は、このようなクラスター形成促進のためのフェアの開催、連携支援のためのコーディネーターの配置、技術開発の成果を知的財産として戦略的に活用していくための人材育成等、地域における食料産業クラスター形成を技術面から総合的に支援している。

##### 地域ブランドの構築

地域の農業や食品産業の競争力の強化を図るためには、地域ブランドの進行などを通じて、地域の農産物や食品の高付加価値化・差別化を図ることが重要である。そのためには、地域の特色ある農産物等を発掘・活用した新品種の開発、マーケティング調査・販路開拓、ブランド化した商品の知的財産的な要素の保護といった取組を総合的に行っていくことが必要である。政府はこのような各段階に

おける活動を支援するため、産官学連携による技術開発・共同研究、販路開拓などの食品フェアの開催、地域ブランドに関する知的財産の保護等を行っている。

#### 広域連携アグリビジネスモデル

農業生産者と食品産業等が連携して、生産から加工・流通・販売までを一体的に取り組むためには、都道府県の枠を超えた広域的な取組が必要になってくる。政府は、このような活動に対し、施設整備への補助金等を行い支援を行っている。

### 2.3 集落営農の法人化

#### 2.3.1 「集落」と「集落営農」

「集落」とは、一般的に「自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位」という概念である。

また、「集落営農」とは、「集落」を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農」と定義されている。

具体的には、次のいずれかに該当する取り組みを行うものとなっている。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画に基づいて集落営農に参加する農家が共同で利用する
- (2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用する
- (3) 集落の農地全体を一つの農場と見なし、集落内の営農を一括して管理・運営する
- (4) 地域の意欲ある担い手に農用地の集積、農作業の受委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画等により土地利用、営農を行う
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で農作業を行う
- (6) 作付け地の団地化等、集落内の土地利用調整を行う

このような集落営農は、構成員に兼業農家や高齢農家も多く、担い手が不足している地域等を中心に、地域農業の維持等に貢献しており、さらには、農業集落の農業生産の中核的な担い手として発展することが期待されている。2005年の調査では、集落営農は、全国で10,063存在し、このうち、集落内の営農を一括管理・運営するといった先進的な取り組みがなされているのは、約15%にあたる1,480となっている。

#### 2.3.2 集落営農の組織化・法人化の課題

担い手の育成・確保を図るためには、地域の実情を踏まえつつ、兼業農家、高齢農家、小規模農家、担い手農家等多様な主体の参画を得て、集落営農の組織化

を加速化するとともに、より効率的かつ安定的な経営形態である法人化を推進することが課題となっている。

農業経営を法人化することで、2-2-2 で述べたように、家計と経営の分離により経営内容が明確化されるなどの経営上のメリットがあるだけでなく、各種社会保険の適用や税制・融資などの制度上のメリットもある。

### 2.3.3 集落営農の組織化・法人化への支援

集落営農の必要性は、集落の代表者等を中心に広く認識されているが、リーダー不在や体制の未整備、高齢者等の参画促進の困難性から、その推進には多くの問題をかかえている。

集落営農の組織化・法人化を進めていくためには、関係者が一体となった地域での取り組み体制の整備、集落営農に関心のある農家を中心とした核となる人材の育成、農家への集落営農の具体的なメリットの周知等を推進することが重要である。

特に、農家に対しては、集落全体での農業機械の保有・利用やほ場の利用によるコスト低減・農作業の効率化、兼業農家、高齢農家、小規模農家等の多様な主体の参画など、集落営農の具体的なメリットを伝えていくことが重要である。

現在、集落営農の組織化・法人化に対する支援として、リーダー育成のための研修会、経理一元化のための専門家派遣、基盤整備、個人所有の農業機械の処分斡旋等の措置が講じられている。

## 第3章 終わりに

政府が2005年3月に策定した新たな食料・農業・農村基本計画の中で、「望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保」は重点課題の一つに位置づけられ、「今後とも農業者の減少と高齢化の進行が見込まれる中、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組む。」としている。

また、このような農村起業の取組は、地域内の様々な業種にビジネスチャンスを与えることになり、地域社会経済の活性化にも大きく貢献することが期待されている。

そのため、上記の様々な形態の農村起業への取組は、今後、国、地方公共団体、農業団体、民間企業等が密接に連携しながら積極的に推進していくことが求められている。

## 参考・引用資料

農林水産省作成パンフレット

「一般企業の農業参入ができるようになりました  
～特定法人貸付事業のご紹介～」

「集落営農のすすめ」

「集落営農の法人化に向けて」

山本和子 「農村女性の起業化の進め方と成功のポイント」[2006.11]

(社)日本アグリビジネスセンター

「集落営農推進ハンドブック」 [2004.10] 全国農業会議所

農林水産省ホームページ